

## 正徳改元と高札制度-正徳から享保へ-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学刑事博物館 公開日: 2013-05-23 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 荃田, 佳寿子 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/14710">http://hdl.handle.net/10291/14710</a>

# 正徳改元と高札制度

— 正徳から享保へ —

荃田佳寿子

(一)

「武家諸法度」は將軍代替り間もなく頒布するしきりであるという一般的理解は、新井白石の『折たく柴の記』の「代々の御例によられて、令條を頒下さるべきよし、人々議し申されしかば」を引用した『徳川実紀』の編者が、「御代のはしめには。必大令を仰出さるゝことなりしか……」とするし、『徳川禁令考』以下そのまま踏襲され、定着したことによる。

しかしすでに指摘したように、承統一二年後の改訂頒布の慣例を三年後に短縮したのは綱吉であり、さらにそれを一年後としたのが家宣であった(『年報』9)。もちろん代替り間もなく改訂頒布を希求した片鱗は、秀忠時代からみられるが、実際には家宣時代を待たねばならなかったのである。その文案者白石が、『本光国師日記』元和二年の改訂案文を発見したのも、また歴史学者白石が、元和三年の改ざんについて論求していないのも十分理由があるように思われる。一年後の改訂頒布の先例として、元和三年令の存在をもっとも希求したのは白石であり、そのことが『折たく柴の記』の叙述<sup>(1)</sup>となったともいえるから

である。

さらにこれを一年以内に短縮し、法文を「天和令」に復し、「宝永令」を否定したのが吉宗である。いかにも正徳の治を否定したかみえる。しかし他方で吉宗は「正徳高札」を踏襲したのである。すなわち「武家諸法度」は「天和令」を、高札は「正徳高札」をもって、「無所改正」ものとし、これを幕府基本法として定着させたのが享保期だといえる。これが総花的吉宗(『年報』7)の出発点であり、ここに『折たく柴の記』以来の一般的理解が定着したのである。

ところが享保期が否定した「宝永令」については、折にふれ論ぜられるが、幕末まで生命を保った筈の「正徳高札」を論じたものは存外に少ない。そこで本稿は「正徳高札」についての若干を素描することとした。幕府高札制度研究の序章であり、従来すすめてきた享保期法令・法典編纂研究の一環である。

まず江戸前期法令集諸本の中で、高札がどのように位置づけられているかをみることから始めよう。

寛文三年を下限とする「諸法度」(内閣文庫蔵)は、原則として編年体の編集であるからとくに高札を位置づけていない。ただ巻四「寛永上」

の冒頭の軍役のあとに、寛永二年八月の人馬駄賃、喧嘩口論、銭売買、人売買、関所の各「定」を載録している。

寛文末年を下限とする「御制法」(同蔵『近世法制史料集』マイクロフィルム版)は、巻七に「評定所壁書」以下、「江戸六ヶ所高札」「船渡場札」「関所高札」を位置づけている。

元禄十六年を下限とする「武家敲制録」(『近世法制史料叢書』第三)は、「萬札之部」(巻二二~二八)として広義の高札を載録した。内容別の分類が試みられ、各項目に分散している。とくに天和「忠孝札」は、巻二「武家御條目之部」の「諸士法度」の位置に「雑事條目」として載録されているのが特徴である。<sup>(2)</sup>

正徳元年五月に成ったとする「御当家令条」(『近世法制史料叢書』第二)は、さらに内容別による分類整理をすすめた。とくに天和「忠孝札」「毒薬札」を巻二「江戸町中式目」以下に置き、巻二一の「京都大坂町中諸法度」に対応する江戸特別法から、江戸||幕府一般法への転化を試みている。<sup>(3)</sup>

以上前二本は、幕府権力および発給形式を重視した編纂、後者は法文の内容を重視し集大成を意図した編纂である。

このような私撰法令集編纂機運をへて、公撰の寛保「御触書」集成(以下「寛保集成」と呼ぶ)が成立した。「寛保集成」は將軍を頂点に、大名、諸役人、代官、百姓町人という人的関係―身分秩序をたて軸に、江戸城内、外、地方、町方という地域―領土を横軸に置いて、統括の道程として道中筋、諸国巡見を、支配、被支配の接点に代官を置い

て、幕藩制社会機構の法体系を完結した。

従来の法令集が主として冒頭に置いた、「禁中公家」「寺院諸法度」を除外し、<sup>(4)</sup>巻頭に置く例格としての「武家諸法度」「御条目之部」「殿中席書並御長屋門中之口掛札等之部」を据え、次に、「高札之部」を置いた。これによって「正徳高札」を中心とする高札が、幕府基本法として位置づけられた。そして全国宿駅を中心に、国土統括の象徴として掲立する基本を確立したのである。

高札については従来個別的に繰り返えし出されていたのが、正徳期に同時に掲立されたとする理解が一般的であった。しかし原形はすでに「天和高札」にあるという指摘があり、さらには改元による同時掲示は、明暦、寛文期にある(『年報』10)。しかもその論法でいけば、原形は軍令をうけて出されたとみられる前述「諸法度」の寛永二年令に求めることができる。このようにみると高札掲示は、一つには將軍代替あるいは改元の象徴であり、代替を画する「武家諸法度」とともに理解すべきものである。

高札については(『年報』8~10)で、部分的に述べてきたので、以下では正徳期の行事日程を、元禄、享保―綱吉、吉宗二代と比較しながら、正徳期公家儀礼の移入の実態と、高札制度確立の意味するものを、考えてみようとするのが本稿の目的である。

注

(1) 白石は「元和令」を理想的なものとして置き、次善の策として「宝永令

「をかな文字としたいきさつを説明している(岩波文庫本一三三頁)。「元和令」は本光国師の手による貞永建武の式目にならったものだが、元和以降はかな文字でしるされるようになった。これは本朝の文学が日々衰えたためであるとしている。実際にはかな文字でしるされたのは、綱吉「天和令」からである。しかも歴史学者白石が、慶長二十(元和元)年七月令を「元和令」としたのは何故かもお疑問が残る。

しかし現在までのところでは、白石が幕法の参考資料として利用したのは、恐らく元禄十三年に家宣一聞部から借用し筆写した「令條記」であり(大日本古記録「新井白石日記」、以下「白石日記」)、「令條記」が慶長三十年七月を、元和元年七月としていたことによると理解しておこう。

(2) 前稿「江戸諸法度」(『年報』10)で、「忠孝札」は下知状の形式を削除したとした。これは「御当家令條」によるもので、「武家敵制録」ではなお下知の止め書を載録しているのである。また末尾「御朱印」「御黒印」などの位置も異なっている。古文書学の門外漢にとっては即断をひかえ、一応公撰『寛保集成』をもって正しいものとしなければならぬが、これとても編纂時の作為がなかったとはいえない。

ここでは戦国期以来の古文書の形式の混乱、さらには形式から内容への過渡期の、編者およびその社会的意識を反映したものと理解しておきたい。

(3) 「江戸諸法度」補論(『年報』10)で、「江戸町中式目」は江戸ではなく、大坂を対象としたものであるという指摘があることを注記した。これは編者の生活基盤が、江戸、大坂ではなく、出版、編纂の伝統をもつ京都にあったためと推察される。しかしここではさらに一歩進めて、京、大坂に対する

江戸特別地域法から、江戸幕府一般法への権力の集中、京都志向型から江戸志向型へ(寛文期伝奏屋敷からの評定所独立をふまえた)の、転換期の混乱として理解しておこう。

(4) 「御当家令條」は、「御当家」を意識して巻一に「武家諸法度」を置いた発想の転換がある。これについては次稿「御触書集成編纂とその構成」を予定している。

## (二)

家宣時代の一般的な年次を追うと次の通りである。

宝永六年正月十日將軍綱吉が死亡、問題の「生類あわれみ令」を廃止した。五月將軍宣下、翌六月白石を登用した。そして七年四月白石の手による「武家諸法度」および「新令句解」を頒布、さらに金銭改鑄を命じた。

宝永八年二月朝鮮使節の待遇を改め、三月には室鳩巢らを迎え、儒学の裏づけをおこなう。五月正徳改元によって「正徳高札」を改訂揭示した。正徳二年七月勘定吟味役を設定し、九月には評定所、三奉行所規則を制定、勘定奉行萩原近江守重秀を罷免した。これから地方整備がいよいよ展開される十月十四日、將軍家宣が死亡し家宣時代が終った。

これを区分すると、前期、宝永六年正月から宝永七年十二月まで、後期、宝永八(正徳元)年正月から正徳二年十月までに分かちえる。これを幕府行事日程からみると

〔前期〕 宝永六年正月二十二日の葬送、五月朔日の將軍宣下、十二月十日綱吉一周忌繰り上げ執行。七年四月十五日「武家諸法度」頒布、九月二十九日から十月十日にいたる、綱吉三回忌繰り上げ執行と白石の上落。

〔後期〕 宝永八(正徳元)年二月三日白石の帰府、朝鮮使節の待遇改め、四月二十五日正徳改元、五月高札制度の改訂整備、七月三奉行、大目付以下へ評定所に関して面命、八月諸道巡見による政治指針の公示(本稿(注②)参照)。翌二年三月道中往還「定」大成、九月評定所、三奉行所規則制定。

となる。前期は前代の法要、代替儀礼としての「將軍宣下」と「武家諸法度」の改訂頒布、後期は改元と朝鮮使節来朝を予定した、街道宿駅制と高札制度の改訂整備、ついで評定所、三奉行所の機構改革の着手、である。

この両期の接点に東山天皇の退位、中御門天皇の即位、元服式がある。これにあわせて家宣と表裏一体を自負する白石の上落がある。前期にみる將軍家の行事日程も、天皇家の行事日程にあわせた繰り上げではなかったか。後期もまた白石の帰府した二月以降からである。白石にしても前期は五〇〇石の無位無冠の假布衣(借着)で、間部詮房の影で諸儀式拜見という形でしか参加していない(『白石日記』)。これに対して後期は布衣から従五位下、筑後守、知行一、〇〇〇石の諸大夫として、家宣のもとで幕政に参与する。

家宣の岳父近衛基熙の下向と長期滞在、天皇家の行事を支柱に、公

武合体の國家の大計が試みられたのであり、綱吉、吉宗政権と大いに異なるところである。そこでさらにこの行事日程を具体的に追ってみよう。資料は『折たく柴の記』『白石日記』『徳川実紀』である。

家宣が將軍となったのは四八才であり、世子としての五年間があるから、その間に家宣―詮房―白石の連繋で周到な準備がなされていたとみてよい。しかし正式に家宣が白石に対して「元和令」について諮問したのは、綱吉葬送前の正月十九日である。翌二十日白石は直ちに「神祖法意解」を提出した。同日幕府は家宣の上意として「生類あわれみ令」を廃止した。葬送執行は二十二日である。すでに初七日は過ぎており、前例のない異例の日延べである。

『折たく柴の記』はこの理由として連日の雨をあげているが、なお注記で「生類あわれみ令」廃止へのおもわくがあったという説をあげている。以後一周忌、三回忌もそれぞれ繰り上げているから、単なる雨という偶発的な日延べではなかったのであろう。

ついで家宣を上様と稱する旨の触がでたのが二月三日、家宣夫人が御台所と稱せられることになったのは三月十九日である。本城移徙はまだない。結果として五月朔日の將軍宣下には、西城から本城へ出て大札をうけたのである。本城への移徙は十一月二日である。

これに対し綱吉が本城へ移徙したのは、家綱の死(五月八日)の二ヵ月後(七月十日)である。將軍宣下の 大札は八月二十三日であり、綱吉は本城の主人として大札をうけたわけである。吉宗の場合は家継の死(四月晦日)の二日後の五月二日、直ち上様と尊稱すべき旨の触を出

した。本丸移徙は同月二十二日、將軍宣下の大礼は八月十三日である。このように家宣の葬送、移徙、尊稱交替の時期は前後兩代とは異なる。さらに本城移徙の翌十二月、こんどは俗忌を理由に一周忌を一月繰り上げた。そして宝永七年四月「武家諸法度」を改訂頒布した。

綱吉の「武家諸法度」改訂頒布は三年後であった。もちろん將軍家繼承を象徴するものであったことに間違いない。しかし將軍宣下の翌年九月に天和改元、その改元によって、天和二年五月「高札」の改訂揭示を行い、「武家諸法度」の頒布はさらにその翌年の三年七月であった。むしろ莫然とした承統を意識したものである。

この先例を家宣は逆転させ、まず「武家諸法度」を頒布したのである。神祖の系統を意識しながら、慶長八年開府、同二十年「武家諸法度」頒布という卯年にちなんだ正徳元卯年をまたず、前年に改訂頒布したのである。將軍家繼承を意識したものであり、そこには家宣政権の積極的意志があったことを認めなければならない。

宝永七年九月から十月にかけて綱吉の三回忌が執行された。三カ月の繰り上げである。葬送の日延べについては『折たく柴の記』で、一周忌の繰り上げについては『白石日記』で、それぞれ理由を述べているが、三回忌についての記事はない。しかも『白石日記』はその前後が異筆だという。三回忌の始まった九月二十九日条には「従今日病氣、日々三人衆が御尋、何トソ出仕由云々」とある。公稱「病氣」の匂いがする。しかも前日の二十八日には白石上洛の暇が出されている。実際には十月十一日御前暇を得て、翌十二日出発したのだが、『徳川

実紀』も上洛暇を九月二十八日としている。しかも三回忌、白石上洛が決定した前後の、七、八月の「幕府日記」を欠いており、「間部日記」他によって補正したとある。

このようにみると、綱吉三回忌と白石上洛の決定をめぐって確執があったということが出来る。以降数カ月は一種の政治的空白である。

白石の帰府後、正徳改元による高札改訂揭示がおこなわれた。改元はもっぱら天皇即位によるものとして意識している。家宣の没後、林信篤が改元を進言したことは有名な話だが、白石が拒否したのは、単に林家との確執による反対だけではなく、天皇即位による改元という、正徳期がもった確信的な意識であったというべきである。

以上をいま一度整理してみると、

(一) 綱吉、吉宗には世子としての準備期間がなかったが、家宣には五年間の準備期間があり、性急な繼承儀礼を必要とせず、軌道修正のため葬送を延期し、「生類あわれみ令」を廃止した。

(二) 綱吉の尊稱交替はその月のうち、吉宗は翌々日であるが、家宣は翌月である。家宣は葬送を世子たる臣下の位置でおこなっているが、吉宗は当主―上様として執行した。

(三) 綱吉の本丸移徙は二カ月後、吉宗は二日後であるのに対して、家宣は一〇カ月後である。延期の理由に、御座所改築を臣下の情としてしのびがたいことと、国財の欠亡をあげている。<sup>(5)</sup>結果將軍宣下の大礼を綱吉、吉宗は本城の当主としてうけたが、家宣は西城時代である。

因綱吉の「武家諸法度」改訂頒布は三年後であるが、家宣は一年後とし、吉宗は一年以内である。

因綱吉の高札改訂揭示は將軍代替改元を期しておこなわれたが、家宣は天皇即位による改元によった。吉宗は「正徳高札」を継承し、のち臨時あるいは添高札を追加したに止まり、改元による改訂揭示の先例は踏襲しなかった。

ということになる。短い正徳期であったが、元禄、享保二代の中にあつて重要な役割を演じ、幕末にいたるまで改訂されることのなかったのが、「正徳高札」なのである。

注

(1) 大老井伊直該が再勤するのも二月十三日である。これについては次の課題である。

(2) 四月晦日家宣の遺言により、後見として二丸に入った吉宗に対して、五月朔日家継の死を報せられた諸大名以下は、翌二日二丸御機嫌伺いに出仕した。その日尊稱交代が触れられたことになる。近衛家と重縁関係にある薩摩藩島津家の一六才の大隅守継豊をして

公方様御養生不被為叶薨御被遊候、明日者、二之丸為伺御機嫌可致出仕旨、久世大和守殿被仰渡、御笑止之御事絶言語奉存候

『鹿児島県史料』「旧記雑録追録」三卷五二

といわしめた早業であったのである。

(3) 將軍家宗家継承、將軍職継統の用語を便宜上用いることは『年報』9で断つておいたが、なお継承、継統を合わせて承統の用語を用いた。『徳川史

紀』編者も、この時期に同様の用法を用いているから、用法上の誤りはないであろう。

(4) 家宣―正徳期の延長線上になければ、家継―間部―白石政権は否定されることになる。信篤もまたそれをねらった提案であったといえる。これに対して改元上奏をしない理由として、代替改元は天皇の行為として意味づけたのである。天皇の元号制定権の確認である。

その上に成立した幕府高札制度だからこそ、明治新政権が政体変革の示威方法として採用したといえる。戊辰戦争の最中、戦乱の村方では戦況に応じた高札立替えに大わらわな様子が、残存資料の中に散見する。

(5) 家宣が天下大儀について白石に下問した最初の問題であったという。白石は「当時の大儀は、皆これ大広間御書院等におゐて行はるゝ御事なれば、いかなる大儀といふとも、唯今迄のごとくに、かしこにわたらせ給ひて其札を行はれ、国財もや、つくべき日に至て、御座所を改造られ御移りあらむ事、しかるべき御事也」とした。老中が「一日も本城に主なからむ事しかるべからず」と移徒を促がしたのに対して、延期を主張したのである。萩原重秀は最初国財の欠亡をあげながら、物成増徴を理由に御座所改築を敢行した。結果金銀改鑄案が正当化された。これによって白石は萩原を執ようなまでに非難し、罷免に追込んでいくことになる(『折たく柴の記』)。

(三)

さて次に高札制度の整備の経過を中心に眺めてみよう。

(一) 宝永六年五月朔日の將軍宣下と同じ五月、道中奉行大目付松平石

見守乗邦、同勘定奉行大久保大隅守忠香は、中山道私領方宿々に對し、綱吉代替期の高札立替えの先例を書付によつて提出しよう命じている。<sup>①</sup>すなわち

#### 覚

中仙道私領方之宿々に相建有之候高札先年御代替之時分不残建直り候哉左候者高札御祐筆方にて相認候而奉行より相渡建替候哉またハ其領主より手前<sup>ニ</sup>而認させ建直被置候哉右之訳早々書付可被差出候

一右高札一宿何枚宛相建有之候哉一枚切に高札之文言も写致板之寸法も壹枚切ニ繪図記可被差出候

一右高札之内御祐筆方<sup>ニ</sup>而相認奉行<sup>ハ</sup>被建候と又領主之手前<sup>ニ</sup>而認させ建替被置候と両品之訳も有之候ハ、何々の高札ハ認候而奉行より相渡何々ハ其領主<sup>ハ</sup>認直させ被置候と書分可被差出候

一右高札奉行より渡候分<sup>者</sup>於江戸私領役人中江相渡領主より其所<sup>江</sup>差越被相建候之哉また領主之手前<sup>ニ</sup>而認させ建替被置候分ハ右之入用<sup>者</sup>公儀より相渡候哉其訳も書付可被差出候

右書付萩原源左衛門方<sup>江</sup>可被差出事

#### 五月

松平石見守

大久保大隅守

である。四半世紀も前のことであるから忘失した面もあるが、中山道の完成は元禄八年であるというから、中山道にとつて同時掲立が実施されるのは始めてという事情もある。しかも宿場の成立期はそれぞれ

異なり、また領主の格によつて異なる慣例があるから、まずそれを調査する必要があるということである。

ともあれ高札の調査書を命じたのは、將軍宣下と期を同じくしたのであるから、高札改訂掲示は將軍職継統によるものと理解してよからう。將軍家継統承直後白石に對して「元和令」について諮問したのと照応する。すなわち「武家諸法度」は將軍家継承の象徴、「高札」は將軍職継統の象徴とし、いずれも承統を意識した行為といふことができる。

白石が高札の下書をうけとつたのは、「武家諸法度」の「新令句解」を提出した宝永七年二月二十六日である。翌二十七日直ちに疑点を付して提出している。また白石が高札の案文を提出したのは六月十日であり、「武家諸法度」頒布(四月)後である(『白石日記』)。以後白石は高札について記録していない。このあとは綱吉の三回忌、白石上洛が幕府行事日程にのぼってくるから、案文はこの段階でできあがっていたとみてよい。しかも幕閣に白石の案文を手直しするだけの人物はなかつたらうから、そのまま掲示をまつたであらうことは十分考えられる。

ただ幕府は九月二十一日朝鮮使節通行の駅路巡見のため、道中奉行大目付仙石久尚、同勘定奉行大久保忠香を派遣した。東海道、京都、大坂、伏見、兵庫などの巡察である(『徳川実紀』第七編『寛政重修諸家譜』)。

② 宝永八年二月三日白石が帰府し、直ちに朝鮮使節待遇改めがおこなわれた。四月には鑓応使、館待使の事務取扱いを通達した。同時に高札立替えに伴う板材の用意を命じている。<sup>②</sup>



覚

今度道中宿々高札建直候間高札板の用意可有之候但東海道者 檜板中  
仙道其外之海道者 樺板<sup>ニ</sup>而 候然共朝鮮人通り候道筋者 中仙道其外之海  
道<sup>ニ</sup>而 檜板之管<sup>ニ</sup>候案文者 追<sup>ニ</sup>而 可相渡候且又一宿之板数并寸法等者 御  
右筆方<sup>ニ</sup>問合御領所之格准可被申候近々<sup>ニ</sup> 建直可申候間其心得<sup>ニ</sup>而 板  
之用意可有之事

東海道および使節が通行する宿場の高札は檜材、そのほか樺材と  
し、材料は領主、代官が調達し、案文の下げ渡しをまわって書き入れる。  
宿々の高札数、寸法等は右筆に問合せ、領主の格に準じて指示をうけ  
るよう達した。改元を目前に予定しつつ揭示実施を円滑にするため、  
朝鮮使節通行という対外的な国家行事の一環として正当化した。<sup>(3)</sup> 前年  
九月の道中奉行の駅路巡見と、当年三月の道中松並木の植樹とに照応  
しよう。

その上で正徳元年五月の高札、諸国浦高札、関所高札、渡船場札が  
公示された。

ちなみに関ヶ原宿へ御徒目付が持参したのは、六月二十五日である。

『関ヶ原町史』史料編三

八月総仕上げとして諸道巡見の結果にもとづく政治指針の教諭書が  
出された。<sup>(4)</sup> そして朝鮮使節を迎えたのである。<sup>(5)</sup>

翌正徳二年三月にはさらに大部の道中往還「定」、七月には中山道  
碓氷、空ヶ橋などの関所高札、八月には浦々添高札を出して補完し、  
同月御料巡見使を派遣した。ここで街道、宿、浦々を通しての正徳期

高札制度が成立したのである。

さてつぎは村々の高札整備が課題となる。七月勘定吟味役の設置、  
九月には評定所、三奉行所規則を定め、勘定奉行荻原重秀を罷免した。  
この地方整備を進める段階の十月、家宣が死んだのである。

〔家継時代には改元はない。もっぱら家宣時代を継承するものとし  
て出発した。正徳三年四月將軍宣下を機に、代官、幕領百姓への「条  
々」(『寛保集成』一三三四、一三三七)を触れ、勘定奉行、吟味役に対して  
も「地方取扱心得」(『徳川禁令考』前集二 八三七)を達した。前代の正  
徳二年八月の御料巡見の結果をふまえた、新政権の政治理念を示した  
のである。さらに翌五月には二年八月に派遣されなかった。残りの国  
々へ御料巡見を派遣した。<sup>(6)</sup> 一方では前代の継続であり、他方では將軍  
代替行事の一環である。

そして九月、幕領村々の高札立替えに準じ、私領村々へも高札調査  
および立替えを命じたのである(『寛保集成』一三三八)。すなわち私領で  
も幕府の高札のあるところは、道中奉行に文言を尋ね立替えること、  
諸国寺社領も寺社奉行より改めるべきこと、浦高札の揭示場所、立替  
えが完了していない関所、および高札揭示のない関所などについて  
は、十二月中までに道中奉行へ届け出るよう命じたものである。

さらに十一月には、領主権が縮少し地理的单元として把握できない  
寺社領に対しても、再度書上げを確認(『寛保集成』三三四〇)するなど、き  
めこまかく指示し、高札揭示の全国施行の実現をはかったのである。

ここにおいて將軍承統の象徴として意識しながら、天皇即位の改元

に合わせた統括の象徴としての、幕府の発する全国高札制度が完成した。そして「正徳高札」の同時掲立という一般的理解（牧建二『日本法制史概論』が定着したのである）。

石井良助編「近世法制史料集解説」〔民法典の編纂〕所収では、幕府法を統合的幕府法と領主的幕府法とに分け、「武家諸法度」は統合的幕府法に属するとされている（三三八頁）。けだし武家を統合する限りにおいてである。

ところが正徳政権将軍家宣が国家を統括する国主たらんとし、四民を法の主体に据えようとするときは、武家の棟梁たる将軍と諸大名旗本との関係は、主従制に基づく私的人格に転じる。むしろ諸道掌握を通して国主として全国土・国民を支配する国家統括の公的性格を意識し、それを象徴するものとして「高札」を位置づけたのである。

明治新政権が本来的な意味で継承したのはこの側面であり、高札の一般的な公示方法の継承ではなかったのである（本稿〔注〕④参照）。正徳以降種々の高札が出されても、基本高札としての位置は獲得せず、わずかに明和七年「徒党逃散札」が、明和新高札として追加されただけである。

なお村明細帳にあらわれる村高札は、原則として「切支丹札」である。附加的に地域に応じた「火付札」「博奕札」「鉄炮札」なども立てられたが、一村一枚の幕府高札は国禁―禁制の「切支丹札」であった。明治新政権がこの高札に固執したのにも十分な理由があったのである。

注

(1) 当館蔵「御制法御書付御触書」〔目録〕。この資料は五、〇〇〇石旗本交代寄合竹中主膳重栄治世の、天和三年正月から正徳六年四月までの、とくに道中奉行から達せられた幕府法令を、享保十二年に編年体で整理したものである。知行地が関ヶ原周辺の要所（岩手村他）であることが、中山道に関する道中奉行の達を残した理由であり、交代寄合竹中家のゆえんでもある。

(2) なお竹中家文書については『岐阜県史』関ヶ原町史、国立史料館「竹中文字書」がある。家継時代の高札立替えの書付は、各法令集に集録されているが、家宣時代のものは少ない。大方の便に供するため本文中に載録した。

(3) 『折たく柴の記』で白石はこれも「我京より帰りし後に、海道の事ども申せしによりて、その三月、朝鮮の聘事に事よせ給ひ、道中の奉行に松平 石見守 大久保 大岡守仰下」されたものとしている。

(4) 『寛保集成』〔諸国巡見之部〕一三〇一。この法文は白石が、学識者理念によつて醸成された「四民」概念を導入したものである（本稿〔参照〕）。巡見使研究ではおおむねこの法令を、諸国巡見の結果をふまえたものとしている。誤りはない。しかし先例に従った宝永六年十一月の諸国巡見に対する「寛」は諸国巡見としているのに対して、この「仰出」は「諸道巡見」の用語を用いたのは何故か。また正徳政権がこれを「仰出」として出した意味を求めるのは今後の課題である。これらを留保しつつ資料に従つて諸道巡見の用語のまま用いておく。

(5) 朝鮮使節の「海游録」的梅べつ（宮崎道生『新井白石の人物と政治』一〇九頁）を、極力さげようとした、国制整備の一環である。

(6) 大館石喜「江戸幕府の諸国・御料巡見使について」〔徳川林政史研究所〕『研究紀要』昭和四十八年度所収。

享保二年諸国巡見とともに、將軍代替り派遣が制度化されたとする御料巡見〔大平祐一〕「江戸幕府巡見使考」服藤弘司・小山貞夫編『法と権力の史的考察』所収も、ここにその原形がある。

#### (四)

広義の高札は一般的理解が示すように、破損したり文字がみえなくなったことを理由に、随時書替えさせたことは確かである(『寛保集成』一三三三)。しかし基本高札に関しては承統、改元を機会に書替える先例があった。これは戦国期以来の「禁制」の系譜をもつ高札の側面である。

「禁制」は本来寺社や町村に軍勢の狼藉を禁止する一種の宣撫工作であり、武力弾圧にかわる懐柔策である(村上直「家康の石見銀山支配と禁制」『日本歴史』三六五)。目的は法の内容そのものではなく、権力の到着を示威するものである。原則的には寺社などの側からの要請によって与えられる、下からの「恭順」に対する、上からの「安堵」保護として与えられるものである。「武家諸法度」と同様「天下布武」の象徴である。それは統括への道、交通網掌握過程と結びつく。

また国禁一切支丹禁制は、対外的には領土権の象徴であり、国内的には上意、奉書として諸大名以下に仰出される『寛保集成』「宗旨之部」領民支配の象徴として村に到着する。

『徳川実紀』寛文元年七月四日条に

万石以上令するは。こたび改元ありしをもて。天主教制禁の高札あらたむへし。

とあり、改元による改訂であることを認めている。また天和二年正月二十八日条でも

御承統<sup>并</sup>に改元により。各所の高札を改むべしと命ぜらる。

とあって、天和二年五月の高札改めが、將軍承統と改元を機会におこなわれたことを示している。さらに正徳元年五月朔日条には

去月廿五日京にて改元あり。正徳とあらためらるゝよし令せらる。

不時の改元には毎々大赦行はるゝといへども御即位の改元によって其事なきむねをふれらる。

とある。これによると寛文の改元は不時の改元、天和の改元は承統による改元、正徳の改元は天皇即位による改元ということになる。そしてそれぞれ高札を改訂したのである。

では「天和高札」「正徳高札」の改訂はどのようにしておこなわれたか、つぎにみてみることにしよう。まず「天和高札」である。

(一) 「忠孝札」は寛文元年の喧嘩口論以下の「定」と、寛文三年「諸士法度」(条々)を下敷きとした「定」である。前者は寛永二年軍令をうけて出された五札「定」を一札に併合した寛永十年高札、それらうけた万治元年の人売買以下の高札「定」から、ふたたび駄賃人足等の項を分離した「喧嘩口論札」である。後者は寛永九年、寛永十二年の「諸士法度」を先例としたものである。

この両者を下敷きとした「忠孝札」は、「武家蔽制録」では右書を奉行の下知状形式で載録した。題名を「雑事条目」とし、「諸士法度」の位置に置く。「御当家令条」は「所被仰出也」の止め書で載録し、「江戸町中定」以下の項に置いている(本稿(一)参照)。

(一) 「毒薬札」は寛文元年六月の寛永新銭以下の「定」と、寛文十一年十月の似薬種以下の「条々」を併合し、毒薬、似薬種を冒頭に置く「条々」である。奉行の発した下知状形式をとる。

「武家蔽制録」は「忠孝札」の「雑事条目」に準じて、「毒薬札」も「雑事高札」の題名を付している。種々な内容―雑事を規定した一般的人倫規定とし、個別特殊法令に対する一般法令を意味する。「御当家令条」はこれを「忠孝札」とともに、「江戸町中定」以下に置く。(二) 「朱印伝馬札」は寛永二年五札を併合した寛永十年高札―万治元年高札から、寛文元年六月に独立した「伝馬駄賃札」を下敷きとした。朱印伝馬人足の条を冒頭に置いた「定」であり、奉行の下知状である。

(三) 「切支丹札」はその原流は古いが、寛文元年六月、七月札、延宝八年八月札を下敷きに、「立帰者の訴人」を追加、右書裏銀を増額した。奉行の下知状「定」である。

(四) 「火事場札」は、明暦三年二月、寛文元年六月「条々」を踏襲した。「御当家令条」が正しければ「定」であり、奉行の下知状である。源流としてはそれぞれ寛永期高札にその系譜を求めることはできる。しかしいずれも近令としては寛文元年高札を基底としている。すなわ

ち「天和高札」の同時改訂掲立は、寛文元年に範を求めたということができる。

さてこの「天和高札」を下敷きとした「正徳高札」をみると

(一) 「親子札」は、「忠孝札」の附を独立させ、鉄炮の条を追加して七箇条を九箇条とした。元禄十二年三月人売買高札(と)によって人売買の条を修正し、忠孝を親子に置きかえ、字句を修正して「親子札」に転換した。

(二) 「毒薬札」は、「天和高札」を踏襲し、「条々」を「定」とした。

(三) 「駄賃人足札」は、冒頭に駄賃人足荷物定の条を置き、「朱印伝馬札」から「駄賃人足札」へ転換した。冒頭条を入れかえることで寛文「伝馬人足札」・天和の「朱印伝馬札」から「駄賃人足札」へと俗稱が変化する(俗稱であるから正徳以降も添高札に対して「朱印伝馬札」としているものもある)。そして元禄期以降独立した各宿場の駄賃銭添高札を確定した。

(四) 「切支丹札」は、本文はそのまま踏襲し、右書の蔽科の用語を罪科にかえた。

(五) 「火付札」は、「火事場札」をもとに、火付訴人囑託札「覚」(「武家蔽制録」二九四)によって火付訴人、火事場の交通規制を前後に追加した。主として武家を対象とした法文を、一般「火付札」へ転換した。

いずれも奉行の発する高札とし、庶民法化を意図したのである。主従制を基礎とした用語を整理し、題号も「定」に統一した。なお「駄

「賈人足札」は朱印伝馬を含む武家をも対象とするため、関所高札とともに「執達」「下知」「曲事」の用語を存続するという、周到的配慮がおこなわれたのである(『年報』10)。

このような用語統一は、言語学者白石の面目躍如たるものであり、単に文飾、礼文家として非難すべきではなく、時代の役割であった。だが將軍の名をもって指示できる法文については、白石の意志は反映するが、幕閣以下の行政機関の発する下位法規にまでは貫徹することはできない。正徳期を側近政治とする一般的理解は(辻達也『享保改革の研究』)白石にとってみればなお不満であり、行政は独自に展開する組織構造をもったものであったのである。『折たく柴の記』で、しばしば政治的立場の弱さを後世にむかって弁明しているのもそのためである。

ともあれ「正徳高札」の大成は、戦国期以来の残滓を払拭し、「形」を求めた正徳期を飾るにふさわしいものであった。だが「天下布武」から「天下公布」を意図し、それが固定化すると、幕府永世法としての地位は確保するが、同時に現実性を失う。以降は時宜に応じた広義の高札が、立札、添札、臨時札として掲立される。しかし法の実効性を担うものとしては、行政組織を通して伝達される「触」の形式に、より重要性をもたせるようになる。

すなわち高札が統括への道筋―横へのひろがり求め、その到達点に達すると、たてへの深化には「触」に期待することになる。「おしえざる民を罰するこそなげかしけれ」とした吉宗は、この「触」の公示方法をとったのである。この吉宗の発想を直ちに「公事方御定書」

公布に結びつけることは正しくない。むしろ「高札」から「触」への転化が、正徳、享保期を分つ岐点なのである。

吉宗は「正徳高札」を幕府基本法完成として承認したが、承統、改元による改訂揭示の先例は捨てた。むしろ家継―白石時代の前に立ちふさがった行政機構の整備と、司法制度の改革に集中することになる。

機構整備は同時に、各機関の行政施策に沿った諸法令が発せられることになる。それは直接將軍の命を奉ずる老中以下の下知状としてではなく、各機関の「定」「書付」「触」である。そこで発給、執達、下知という従来の用語は庶民法形式にはなじまず、武家法式の中に止まった。そして主従制の意識は行政組織の人的構成の中に、沈潜しながら温存されることになる。

このような庶民法への法意識の転換には、まず従来の武家を主対象とした諸法令を、整理することから始めなければならぬ。そこで「御触書」という概念によって、幕府一三〇年の諸法令を整理し、さらに当代的(享保的)位置づけをおこない、享保政権の求めた権力構造―その法体系を構築したのが、御触書の編纂Ⅱ『寛保集成』であった。

注

(1) 「天和高札」は「御当家令条」、「正徳高札」は『寛保集成』によった。高札の記載順位は『寛保集成』に準じた。順位を固執するのは『寛保集成』の編者が、単に無難作に並べたものではないと考えたからである。いかにも雑然としているかにも見える編纂であっても、その時代その編纂目的によって、十分な検討が加えられていると思うからである。われわれの研究もそ

の時代の意志を求めるものでなければならぬ。

(2) 「教令類纂」(卷之五十三)。幕府基本法平面での制定時としてはこの時点をとる。

(3) しかしその「形」は新しい形ではない。本稿(田)に述べるように、律令格式の体系に位置づけようとしたのである。それは元禄文化を通して完成したという、能楽における能管の構造に似ている。

日本独特の能楽に用いられる能管は、雅楽の竜笛の形を外形上そのまま用いながら、体内に細い管(のど)を挿入し、物語りの抑揚の様式化された謡という旋律の求めに応じたものだという(安藤由典「楽器の音色を探る」『中公新書』一六四頁以下)。

あたかも外来文化―法の受容の日本的形態、その接木の論理を表象し、我々にその示唆を与えているといえる。

### (五)

家宣時代は公武融合の国家大計を意図し、礼楽をもって天下の太平を確立しようとした。王道理念の導入は綱吉以来の政策であり、それをさらに進展、純化していこうとしたのが家宣―白石であった。しかし白石の公家儀礼の移入は、これによって尊王思想が直ちに公家政治の恢復思想となり、倒幕思想となる危険を防ぐためであった(栗田元次『江戸時代史』上)。すなわち白石は將軍を天皇の下、三公の上に位置づ

け、元号制定や儀礼面を除き、政令はすべて將軍から出るとすることにより、実質的に將軍を「国主」の地位に押しあげることにあった(宮崎道生『新井白石の人物と政治』)。そして將軍―幕府が国土、国民を支配するという意識が形成する。そこでこの正徳期が享保期にどのよに展開したか、その二、三を整理しておく。

(一) 公儀儀礼にもっとも関心をもった正徳期政権が、なおおこないえなかったものに大嘗祭の再興がある。大嘗祭は天皇即位後におこなわれる一世一度の大嘗祭である。室町時代以降中断されていたが、東山天皇即位にあわせ貞享四年(綱吉時代)公家によって再興した。中御門天皇の即位は宝永七年十一月、幕府は翌八(正徳元)年二月將軍行装見物を許可し(『徳川実紀』第七編)、八月諸道に政治指針を示し、朝鮮使節を迎えた。このあと大嘗祭が幕府―国主の後援によっておこなわれるとしたり、恰好なものであったといえる。しかし大嘗祭は国家行事として取りあげられなかった。正徳政権が法制的側面でご関与したのは、老中が所司代へ達した正徳四年諸公家法式「定」、同五年禁裏附諸役人令条の「条々」(『徳川禁令考』前集一)に止まったのである。

これに対し朝廷にあまり関心をもたぬ吉宗が、第二子田安家の要請により再興の役割を担うことになる。『徳川実紀』(第九編附録三)はこなたよりの御尊敬も。また歴世に超ければ。上も下も和睦して。

誠にめでたき例どもも多かりし。  
とし、さらに大嘗祭再興については

禁廷の公事をも。御心を加へ給ひし事数多有しが。貞享以来絶し大

嘗會をふたゝび興し給ひ。大内の大礼をいにしへに復せられけるこそ。たぐひなき御事なれ。

と評価し、中御門天皇の家宣―白石時代の中断を意識している。だがこれは次にくる「紫宸殿御条目」制定を予定したものであって、後年の『徳川実紀』編者のような手ばなしの評価は現実的ではない。すなわち慶長二十年「禁中方御条目」、寛文三年「禁裏御方御条目」をうけた。寛保二年「紫宸殿御条目」制定に、積極的意志のあったことを認識しなければならぬ（石井良助『日本法制史概説』・細川龜市『日本法制史大綱』）。

「紫宸殿御条目」は「令條録」<sup>(4)</sup>引用の『徳川禁令考』（前集一）に収録されているが、他のあまり収録の例がない。しかし後世隠弊こそすれ、偽作する社会的背景はないから制定されたとみてよからう。制定月日は不明である。だが「公事方御定書」仮帳成立後の六月朔日、寺社奉行御定書御用掛牧野貞通が所司代へ転じ、十一日禁裏附曾根因幡守澄次が奉職無状により免職している（『徳川実紀』、なお『寛政重修諸家譜』には寛保三年とある）。この前後とすれば曾根澄次の奉職無状の理由も意味があり、法制整備の一環として理解できる。

すなわち「公事方御定書」元文三年御帳成立後の十一月に大嘗祭再興、同上巻審議終了後の五年十一月の新嘗祭再興、仮帳成立直後に「紫宸殿御条目」を制定した。この時点で、所司代および禁裏附役人を交替させたことは十分考えられるからである。法文も

一禁裏仙洞たりとも、御政不正則敵敷可奉練言事

一親王、宮御不行跡之節者、被任先例可令遠流事

一三公、諸公家之面々、不行跡之節者、任先規之例、遠流或死刑之事

とし、「公事方御定書」編纂事業の一環として、罰則規定に限定した。『寛保集成』編纂に際して「禁中公家諸法度」を除外したのと同様、一般法の埒外に置きつつ、特別法として祖法を確認したといえる。<sup>(5)</sup>

(二) 「正徳高札」でみた用語統一と同時に、江戸前期諸学識者によって醸成された土民―四民觀念の幕府法制への導入がある。すなわち白石は「武家諸法度」第二条で

国郡家中の政務、各其心力を盡し、士民の怨苦を致すへからざる事とし、寛永十二年令の士率、人民から転化した士民の用語を挿入した。さらに正徳元年八月の政治指針では

自今以後、御料の御役人、同郡の諸領主凡大小の政事自分懈る所なく、四民各其生を遂しむへし

として四民の用語を導入した。国主に対する四民であり、国民である。分国法以来の土民は、延宝八年閏八月老中堀田正俊より代官へ仰渡「条々」<sup>(6)</sup>（『寛保集成』一三二二）によって、「民は国之本也」とし行政の平

面に据えられた。さらに土民、四民という自分に位置づけ、幕府法制の平面に導入したのが白石であった。<sup>(6)</sup> 国主の下に四民を統括し、三民―農工商を主従制の論理から整理解放しようとした。そして士と民、士と三民の上下秩序を明確化しようとしたのが大庄屋制の廃止である。士と同質性をもつ大庄屋制の否定であり、仁政に基づく「官は法

を出す所也、民は法を奉ずるもの也」(『折たく柴の記』<sup>7</sup>)という発想を基底とする。結果大庄屋、百姓の身分的距離をちぢめ、百姓の―農の成長、自覚を促がす。

これに対し享保期は名分とはいえ、下情を汲みあげようとした発想の転換がある。白石のいう士民<sup>8</sup>四民の怨苦を政治へ反映させる具体策である。

たとえば享保四年十一月の金銀取捌令(相對濟し令)が出されるに至った経過をみてみよう。四年正月町奉行は、町名主の提出した「公事訴訟その他存寄書上」を受理するか否かの伺書を提出した。前提の町名主の書上げはそれ以前ということになる。翌二月老中水野忠之は評定一座に対し口答で、「公事御用筋御為」の存寄書を受理せよと指示した。三月町奉行に対しても存じ寄りを進言するよう命じ、五月には吉宗の内意として、諸士一般へも建言するよう申し渡した。これをうけて六月町奉行は「諸出入裁許慣例書上」を提出、この資料によって評定一座は意見をまとめ具申した。結果「相對濟し令」が決定したのである(『年報』<sup>8</sup>、『撰要類集』)。

下からの要請という名分によって、実は新政権の政策決定を正当化する。すぐれて政治的な方法である。正徳期の上から与える令―礼の「温情」に対して、下から導き出す法の「厳正」ということになる。下情に通じたとする吉宗、忠相の俗説も、あなたがち虚構とばかりはいえないのである。二〇年後の大庄屋制の緩和は、身分的に位置づけられた上での、権力末端機構の村役人としての容認である。成長した農

民対策のための指導性の容認であって、大庄屋廃止令そのものの撤廃ではない。政治が道徳に優先するものとする、获生徂徠の発想(吉川幸次郎「徂徠学案」日本思想大系『获生徂徠』所収)に比肩する。

しかしなお徂徠が法を人為ではあるが、聖人<sup>9</sup>先王という絶対者の作とした(奈艮本辰也『日本近世の思想と文化』二三三頁)のに対して、吉宗はより客観的な法を求めている。これは鳩巢、白石以下が認める吉宗の政治観が、儒教に基づくものでないことのあらわれである。

(曰) 一般に吉宗が「武家諸法度」を天和令にもとめたことをもって、正徳、享保期を比較する。しかし問題は幕制の平面でどのように位置づけ、体系化を意図したかにある。国制としての体系化である。

正徳期白石は「律令格式」を立て、その体系のもとに位置づけ礼制化しようとした。儒学者的律令法体系である。これに対して享保期吉宗は礼制を法の埒外に置き、庶民を中心とした一般法の体系化を試みた。<sup>(9)</sup> 観念的な国家統治の象徴としての高札制度の上に、庶民への法の周知を「触」に求めた。下達を完徹するため、逆に身分制(全徒制)を内包する人的伝達組織に求めたのである。結果家宣―白石は観念的な寛刑主義に止まるが、吉宗は庶民に対する刑罰の定刑化と、法の効力範囲についての認識を深めることになる。その一つに追放刑廃止の問題がある。

享保六年「流地禁止令」の混乱の中で、「惣触」延期の理由とした「此外ニも触知らせ可申事」とは、七年二月の国々追放刑廃止(『寛保集』二五〇七)であろう。<sup>(10)</sup> 追放刑は排他的分国的世界観による。単一國



家法体系を志向するとき、それは許容できないものである。だが藩主を主体とする幕閣であつてみれば、内部調整さえできなかった。しかも結果したものは、既往の追放者の赦免とその欠所地請戻しが、現実問題としてあらわれる。すなわち「流地禁止令」「同撤回」がকাশし出した土地移動の問題へと発展する。<sup>(11)</sup>

さらに御搦場所についての「公事方御定書」審議は、実は扶持人、侍以上に対するものであり、百姓町人「科条類典」での用法は町人百姓である。に対するものでなかったことを吉宗が指摘したのは、延享二年八月二十日吉宗隠退直前である(『徳川禁令考』後集四「御仕置仕形之事」)。結局百姓町人に関する極は、宝暦四年四月極にまでなだれこんでしまったのである。このように追放刑廃止の問題は、「相對濟し令」「町屋移管問題」と同様、「流地禁止令」とともに、老中のいさみ足や役人のかるはずみと評価される政治過程の中で、いまいちど検討を迫られるものである。

ともあれ、正徳期の権力構造の位置づけの上に展開した、享保期法制整備への試みは、吉宗治世三〇年の政治過程の中でゆれ動きながら、その鞍点を求めつつ修正され、次の時代を予定するのである。

注

(1)(2) 岡田精司編『大嘗祭と新嘗』所収 武部敏夫「貞享度大嘗曾の再興について」他。

(3) 武部敏夫「前掲論文」によれば、貞享度の省略した再興に対して、稀代の

珍事と冷笑したのが近衛基熙であつたという。家宣の岳父基熙をもつてもなお、十分な経費の下行を要請できなかったといえる。

(4) 「令条録」は未確認である。『徳川禁令考』引用による限りでは、肥前佐賀藩治時代安永期頃の編纂であろうか。中院通躬、久世通夏と姻戚關係をもつ鍋島家ゆかりの編纂とすれば、条目収録にも意味があつたともいえる。

(5) 天下一の八代將軍のゆとりが大嘗祭再興にふみきらせ、住吉内記広守を派遣して画かせたが(『徳川実紀』第九篇附録)、市井でも直ちに板行が流布したので絶板させた(『徳川禁令考』前集五、二九四五)。根強い市井の関心に再度朝廷へのでこ入れを必要としたのではあるまいか。なお慶長二十年条目が朝廷側二条関白昭実、幕府側將軍秀忠、大御所家康の連判という協定、条約であるのに対して、寛保二年条目は老中連名である。いまは幕閣事務段階での享保的確認の制定と理解しておく。

松平乗邑の罷免の理由が、神尾春央の朝廷御料地の検地にあつたとする風聞も、これを前提とすればさして誤つた風聞ではなかつたのである。

(6) 白石は「土は家中の上下をいひ、民とは農工商等をいふ、これらの輩の怨ミ憤り憂へ苦ミをまねき致すへからさる也」と句解した(当館蔵旧黒川文庫本「新令句解」写本。なおこの写本は松平定信蔵書印「桑名」「楽亭文庫印」と「大教館圖書印」をもつ)。武家を枠外に置いた範疇である(『年報』12「江戸諸法度」四五頁)。

しかしなお一般的には学識者、為政者の理念に止まり、「五箇条の御誓文」をへて、明治五年太政官布告に登場するまで、幕府法の平面では定着することはなかつた。

(7) 白石はこの天下人民の怨苦の原因を、「前代の御時に、重秀天下の財賦を掌れるより此かた、祖宗の良法ごとくやぶれて士民の怨苦しきりに生ぜし事ども、世の人あまねくしれる所」(『折たく柴の記』中)として、萩原の経済政策に凝縮し批判した(本稿(註)参照)。なお『折たく柴の記』はすべて「岩波文庫本」によつたが、「岩波文庫本」は、士民としており、『新井白石全集』収録の『折たく柴の記』では、士民である。ここでは、『新井白石全集』本に従つた。

(8) 天明期の天和令「武家諸法度」刊行本(本学図書館本、奥野彦六『江戸時代の古版本』第四所収奥野氏蔵本)の末尾に「右此式目者律令格式を立質素を守り武を備えるの御法令なれば慎で可守者也」と記載されるようになる。学識者としての白石の理念は、吉宗の死後宝曆、明和事件をへながら裾野をひろげ一般化しつつ再生してくる。

(9) 「御成敗式目」制定にあたって執権北条泰時は、式目が公家の律令格式と全く適用範囲を異にした、武家法の独立を意図したという(『中世法制史料集』第一巻解題)。この立脚点に、武家社会庶民法独立を意図した吉宗も立つたということになる。

(10) これをうけて熊本藩では庶民の「御国追放」を廃して「八郡払」としたという(鎌田浩「熊本藩における刑政の展開」「法と権力の史的考察」所収)ことが重要である。熊本藩が幕府法を模倣することなく明律方式によつたとしても、その前提にはやはり公儀幕府法を十分考慮した、歴史的意義を認めなければならぬ。幕府はさらに寛政、天保両改革にあつても廃止を試みたが、遂に果しえなかつた。なお追放刑については三浦周行「追放刑論」(『法制史之研究』)、高柳真三「追放刑」(『法学』一〇ノ九)がある。

(11) 『神奈川県史』資料編八(大住郡西富岡村)に、百姓欠所一件資料がある。これによると、宝永六年追放をうけた元名主の妻子の帰住と、欠所地の一部が買戻されたのが享保七年九月、残りの田畑買戻し願一件のおこるのが享保八年九月である。「流地禁止令」「同撤回」と期を同じくしている。元名主本人が赦免されるのが享保十二年十一月、同時に欠所地買戻し一件が再燃している。

また鳥取藩では享保七年四月の惣触をうけて、五月藩独自の質地取捌令を触れた。その中で「一、及絶人御追放ニテ關所之田畑ハ、其村百姓之内又は質ニ取置候ものえ、其節相応之直段ニテ永代可被遣事」と規定し、さらに同月別途に追放刑を改正している(『藩法集』「鳥取藩」在方御法度一四四・一四七)。ただ「流地禁止令」および「同撤回」はそれぞれ幕法を示し、その上で藩法を公示しているのだが、追放刑改正については幕府令を明示していない。これは例外を認めながらの廃止要請に止まった幕府の姿勢によるものであり、藩もまた、公儀の要請は守る、あるいは公儀の法に準じる形での藩法の制定である。すなわち前注、熊本藩と同様、藩内一國追放(伯州、因州)、一郡追放で処理し、藩内他國、他領では住居勝手次第という形で、幕府の要請に応じたといえる。また出羽松山藩(庄内)酒井家支藩)左沢領でも、享保十三年二月追放者帰村願が二一カ村惣百姓から出されて(『朝日町史編集資料』第五号)。

法制史学会で牧健二先生(五十三年度総会)、石井良助先生(五十四年二月東京部会)、滝川政次郎先生(五十四年度総会)の、それぞれ

天皇に関する公演に接し、滝川、石井両先生には私的に御教示を得た。しかし本稿が幕府高札制度の側面からであり、力量の限界もあって十分生かすことができなかった。また牧先生には『年報』10につづいて、正徳高札についての報告をお約束申しあげたが、これまた十分な展開をなしえなかった。三先生へ深くお詫びを申しあげる次第である。